



【訪問看護事業所の皆さまへ】

医療保険請求分の訪問看護レセプト のオンライン請求が始まります

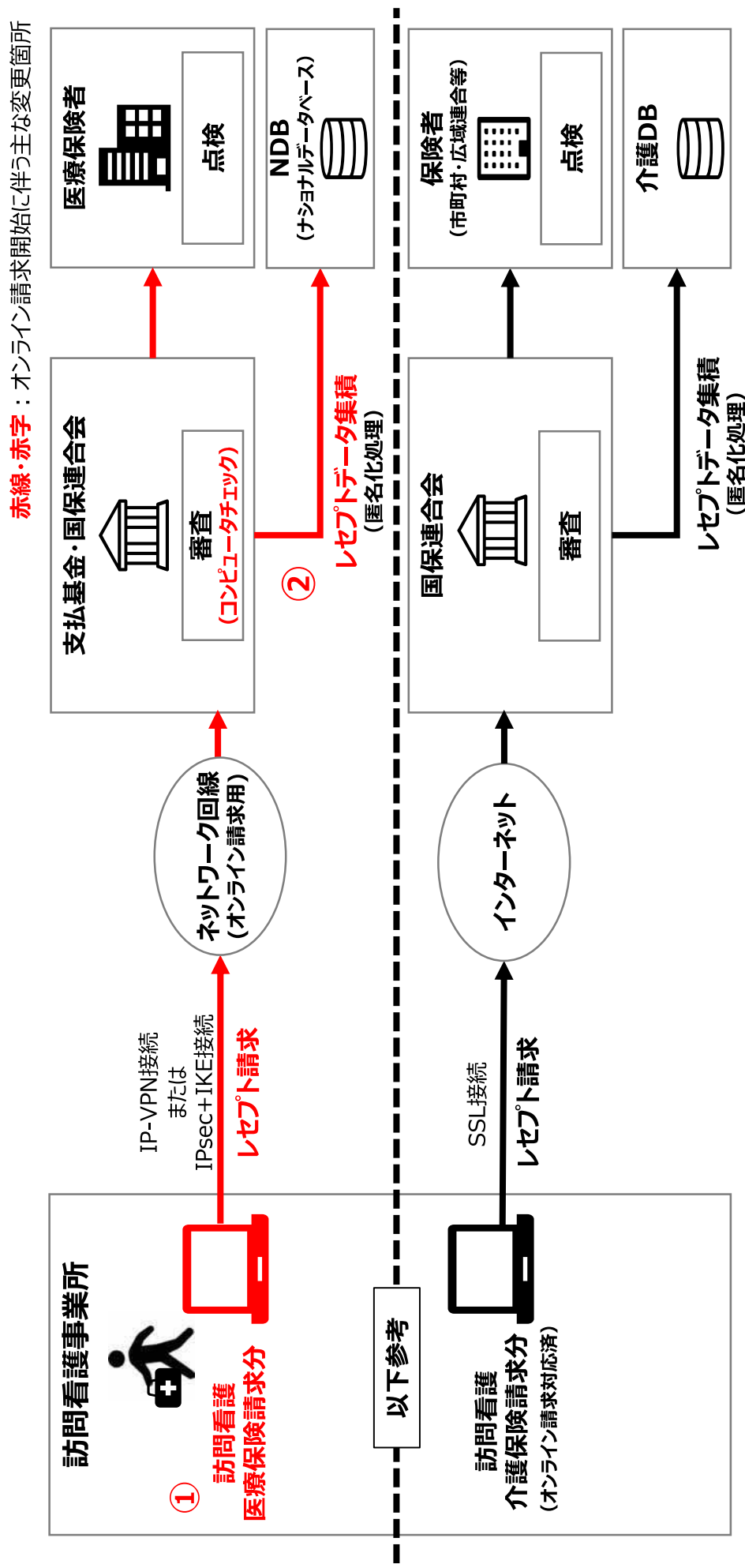
＜周知資料＞

令和6年5月より

令和4年12月
厚生労働省保険局

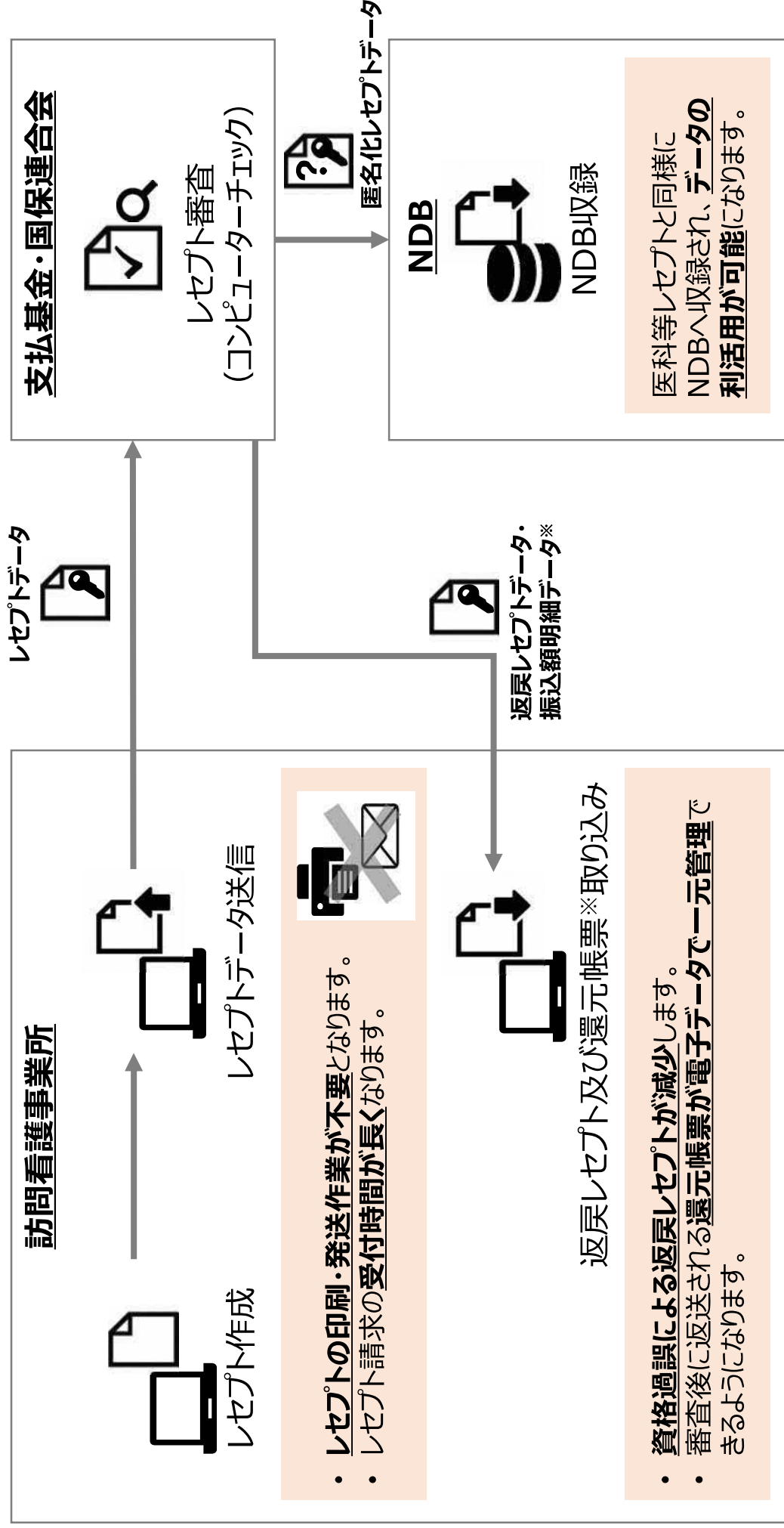
1. 訪問看護レポート（医療保険請求分）のオンライン請求とは

- 医療保険請求分の訪問看護レポートは、請求件数が年々増加する中で紙運用が継続されてきました。
- 「①訪問看護事業所におけるレポート請求事務の効率化」、「②レポート情報の利活用（介護保険分野とあわせた訪問看護全体でのデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進」等を目的として、**令和6年5月より、訪問看護レポート（医療保険請求分）のオンライン請求が開始**されます。



2. オンライン請求開始で変わること・メリット

- 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始後に、訪問看護事業所で変わること・メリットは以下のとおりです。



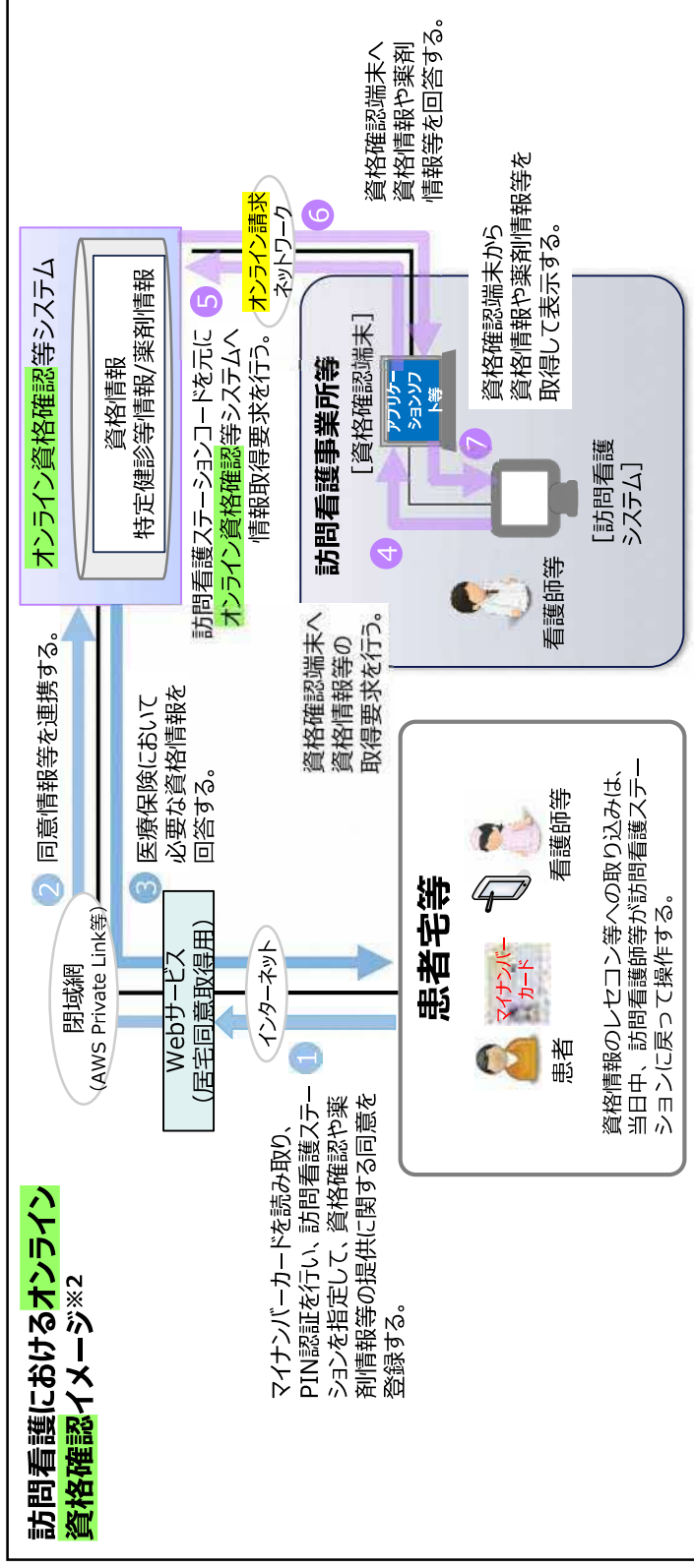
※ 振込額決定情報、返戻内訳情報等

3. オンライン請求とオンライン資格確認の関係

凡例
■ オンライン請求
■ マーカー
■ オンライン資格確認
■ マーカー

- **訪問看護事業所では、オンライン請求とオンライン資格確認が同時期に利用可能となる予定です。**
- **オンライン資格確認**とは、患者の資格情報や薬剤情報等をオンラインで確認できる仕組みです。訪問看護事業所で専用の端末とネットワーク回線を準備し、審査支払機関の**オンライン資格確認**等システムに接続することで、患者の保険資格がその場で確認※1できるようになるため、資格過誤によるレセプトの返戻が減り、事務業務の削減にもつながる等のメリットがあります。
- また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、訪問看護ステーションにおいて特定健診等の情報や診療/薬剤情報を見ることができるようになり、より良い医療を受けられる環境となります。
- **オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能です。(P5参照)**

※1 現状、健康保険の資格は確認可能ですが、介護保険の資格は確認はできません。



※2 第152回社会保障審議会医療保険部会 資料2 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000977518.pdf>) を一部改変

【参考】訪問看護事業所でのオンライン資格確認開始までのスケジュール

- 訪問看護事業所でのオンライン資格確認（患者の自宅等、医療機関等の外部で資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意を取得し、訪問看護事業所等でオンライン資格確認等システムを利用する仕組み）の導入スケジュール（想定）は下記のとおりです※1。

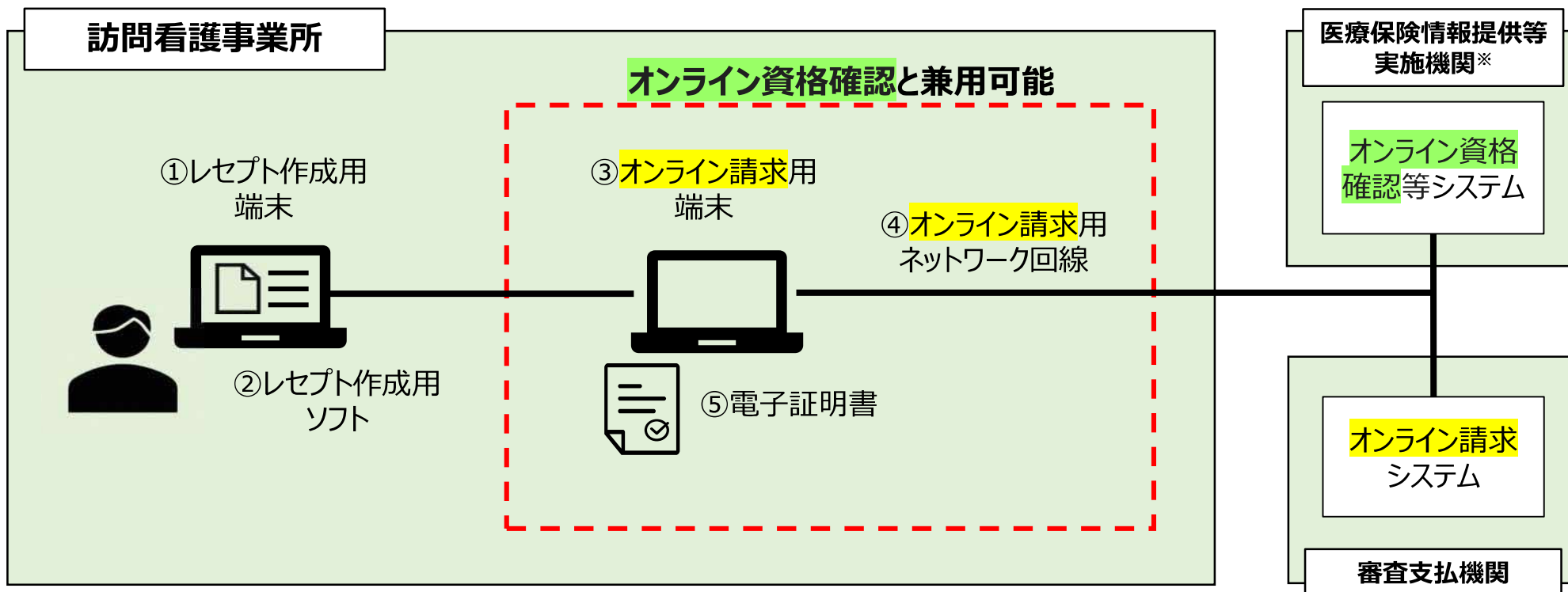
※1 現状、健康保険の資格は確認可能ですが、介護保険の資格は確認はできません。

	令和4（2022）年度				令和5（2023）年度				令和6年度	
	Q1 4-6月	Q2 7-9月	Q3 10-12月	Q4 1-3月	Q1 4-6月	Q2 7-9月	Q3 10-12月	Q4 1-3月	Q1 4-6月	
医療機関等						ベンダ調整・ 契約締結	運用準備			▼オンライン資格確認開始
医療機関等システムベンダ							運用テスト			
医療保険情報提供等実施機関※2								導入/運用テスト支援		
						技術解説書確認・パッケージソフト改修				
					Webサービス（居宅同意取得用）開発					
					オンライン資格確認等システム改修					

※2 「医療保険情報提供等実施機関」とは：オンライン資格確認等システムを維持・運営している組織のこと。支払基金と国保中央会が共同で組織している。

4. オンライン請求とオンライン資格確認で共通化できるもの

- オンライン請求を開始するために準備が必要な機器等（初期費用を伴うもの）のうち、オンライン資格確認と兼用できるものは、「オンライン請求用端末」、「オンライン請求用ネットワーク回線」及び「電子証明書」です。
- オンライン資格確認を導入する場合、補助金の対象となるよう調整を進めています。費用補助については、詳細が決まり次第ご案内いたします。



※ 「医療保険情報提供等実施機関」とは：オンライン資格確認等システムを維持・運営している組織のこと。支払基金と国保中央会が共同で組織している。

5. オンライン請求開始に向けた作業スケジュール（現時点想定）

- 訪問看護事業所に関連する作業別のスケジュールは下記を想定しています。
- **訪問看護事業所主体の作業は緑枠、各システムベンダが主体の作業は青枠で記載**しています。
- なお、システムベンダ向けにも**オンライン請求**について別途周知を実施しています。

	令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)						令和6年度 (2024年度)								
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
マイルストーン	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>準備作業</div> <div>導入作業</div> <div>テスト作業</div> </div>																	
① レポート作成用端末	周知資料・技術解説書確認			レポート作成用端末の準備			レポート作成用端末の設定			レポート作成用ソフトウェアの適用			接続・運用テスト			オンライン請求開始		
② レポート作成用ソフト	システムベンダ等との相談・調整			訪問看護システムベンダとの契約調整			オンライン請求用端末の準備			オンライン請求用端末の設定			接続・運用テスト			接続試験 (診療報酬改定対応)		
③ オンライン請求用 端末	システムベンダ等との相談・調整			訪問看護システムベンダとの契約調整			オンライン請求用端末の準備			オンライン請求用端末の設定			接続・運用テスト			接続試験 (診療報酬改定対応)		
④ オンライン請求用 ネットワーク回線	システムベンダ等との相談・調整			訪問看護システムベンダとの契約調整			オンライン請求用端末の準備			オンライン請求用ネットワーク回線の設定			接続・運用テスト			接続試験 (診療報酬改定対応)		
⑤ 運用開始準備・各種手続き（電子証明書含む）	システムベンダ等との相談・調整			訪問看護システムベンダとの契約調整			オンライン請求用端末の準備			オンライン請求用ネットワーク回線の設定			接続・運用テスト			接続試験 (診療報酬改定対応)		

※ IP-VPN/IPsec+IKEについては下記もご参照ください。（支払基金HP **オンライン請求**に関するQ&A：https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/online_07.html）

6. 訪問看護事業所における準備作業（①レセプト作成用端末）

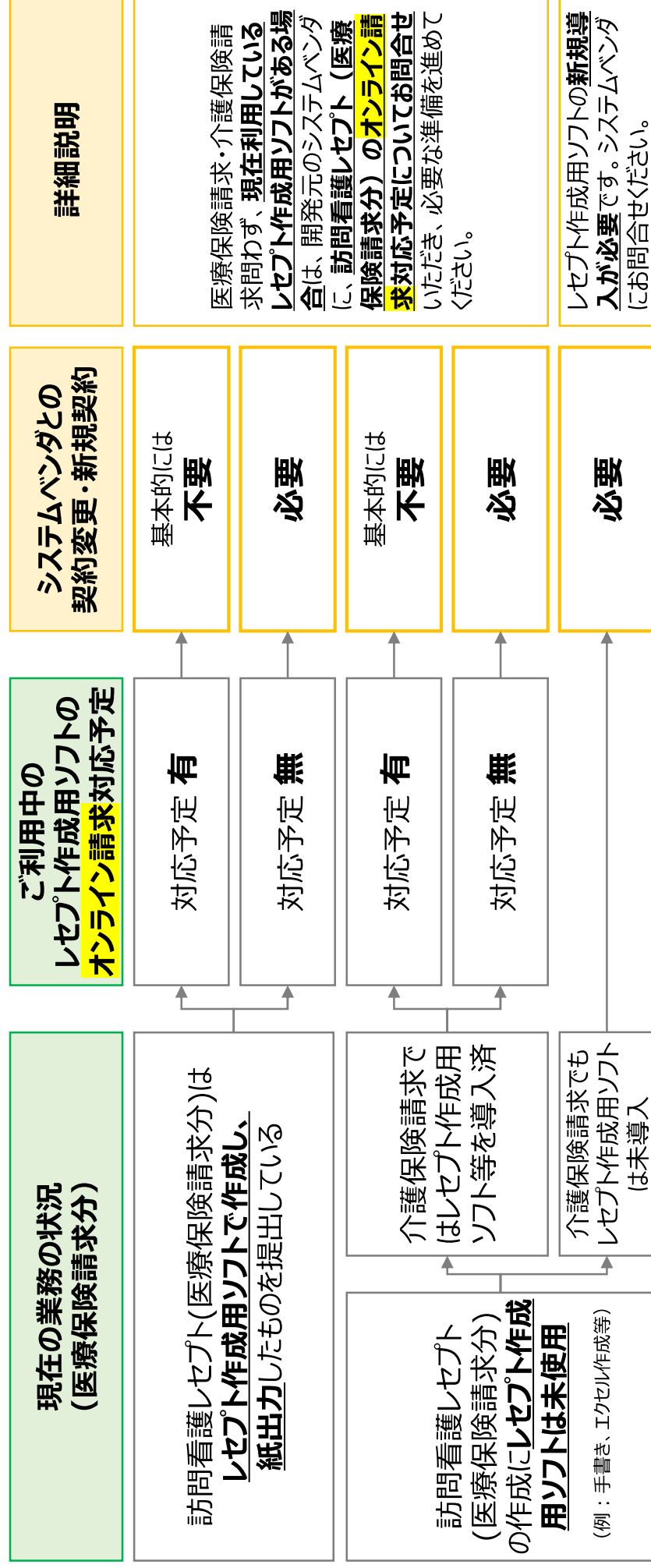
- **オンライン請求を開始するためには、レセプト作成をパソコン等の端末で行う必要があります。**
- レセプト作成用の端末については、下記のフローを参考にご対応をお願いします。

訪問看護事業所で 利用可能なパソコン等の端末の状況	レセプト作成用端末の 新規購入要否	詳細説明
医療保険分の訪問看護レセプトの 作成をパソコン等の端末で行っている (例：レセプト作成用ソフトでの作成、エクセル作成等)	基本的には 不要	現時点で訪問看護レセプト作成をパソコン等の端末で 実施している場合、 オンライン請求開始 に向け レセプト 作成用のパソコン等は新たにご準備いただく必要はな いと想定 されます。 P8に記載の「レセプト作成用ソフト」も併せて確認いた だき、必要に応じてシステムベンダにご相談ください。
医療保険分の訪問看護レセプトの 作成をパソコン等の端末で行っていない	必要	オンライン請求 を実施するには、レセプトの作成をパソコン で行う 必要 があります。 P8に記載の「レセプト作成用ソフト」も併せてご確認い ただき、「レセプト作成用ソフト」が求める仕様に準拠し た端末のご準備をお願いいたします ※。 必要に応じてシステムベンダにご相談ください。

※ 必要な動作環境については「訪問看護レセプト（医療保険請求分）の**オンライン請求**に係るシステムベンダ向け技術解説書」の別添をご参照ください。

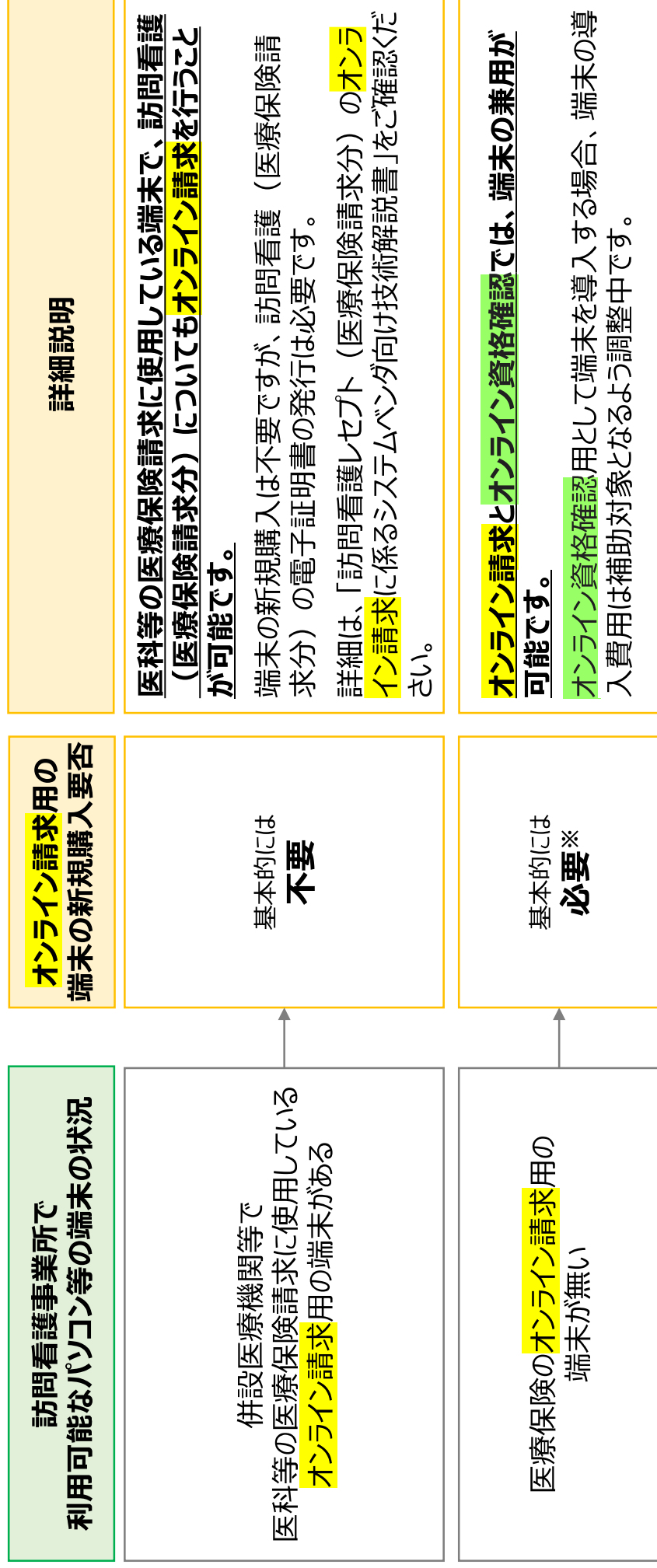
6. 訪問看護事業所における準備作業（②レセプト作成用ソフト）

- **オンライン請求を開始するためには、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に対応したレセプト作成用ソフトの準備が必要です。**
- 下記のフローを参考に、**オンライン請求**に対応したレセプト作成用ソフトの新規契約が必要な場合は、システムベンダへの問合せをお願いします。
- 既にレセプト作成用ソフトを導入している場合は、ご利用中のレセプト作成用ソフトの**オンライン請求**対応予定及び、訪問看護事業所として必要な対応について、システムベンダへご確認ください。



6. 訪問看護事業所における準備作業（③オンライン請求用端末）

- **オンライン請求を開始するためには、オンライン請求に使用する端末の用意が必要です。**
- 下記のフローを参考に、ご対応をお願いします。



※ **オンライン請求**に利用可能なパソコンの動作環境については「訪問看護レセプト（医療保険請求分）の**オンライン請求**に係るシステムベンダ向け技術解説書」の別添をご参照ください。

6. 訪問看護事業所における準備作業 (④オンライン請求用ネットワーク回線)

- **オンライン請求を開始するためには、オンライン請求システムに接続するためのネットワーク回線の敷設（オンライン資格確認と兼用可能）**が必要です。
- **オンライン資格確認**としてネットワーク回線を新規敷設し**オンライン請求**にも利用する場合、導入費用の補助が可能となるよう調整を進めていますので、下記フローを参考に**ご対応**をお願いします。

現在ご契約中のネットワーク回線の状況	ネットワーク回線新規敷設要否	詳細説明
インターネット接続環境がある ↑ 併設医療機関の回線を利用している※2 ↑ IP-VPN接続可能回線（フレッツ・BBIQ等※1）を利用している	基本的には 不要	ご利用中のネットワーク回線※3により、 追加での契約が必要となる場合 があります。詳細は「訪問看護レセプト（医療保険請求分）の オンライン請求 に係るシステムベンダ向け技術解説書」をご参照ください。
インターネット接続環境がある ↑ 上記（※1）以外の回線を利用している	基本的には 不要	既存のネットワーク回線を利用可能ですが、オンライン請求用端末をインターネット接続（介護保険請求）用端末とは別に準備する必要がある ります。詳細はP9をご確認ください。
インターネット接続環境がない ↑ 上記（※1）以外の回線を利用している	必要 ※4 （導入費用補助予定）	IPsec+IKE方式で、既存のインターネット接続用回線を活用する方法と、IP-VPN接続が可能 なネットワーク回線を新規契約する方法があります。
インターネット接続環境がない	必要 ※4 （導入費用補助予定）	IP-VPN接続が可能 なネットワーク回線の新規契約もしくは インターネット環境の準備及び、IPsec+IKE接続の新規契約 が必要で す 。

※1 医科等レセプト向けの「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧」は下記をご参照ください。

支払基金： <https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/index.html>（参考）

国保中央会： <https://www.kokuho.or.jp/system/online/news.html>（参考）

※2 併設医療機関が**オンライン請求**を実施している場合を想定しています。

※3 IP-VPN接続方式がIPsec+IKE接続方式か等によって異なります。詳細は※1に記載の事業者にお問合せください。

※4 **オンライン資格確認**として新規に敷設する場合、導入費用の補助が可能となるよう調整中です。

7. 訪問看護事業所における導入作業（⑤電子証明書含む）

- レセプト作成用ソフト・パソコン・ネットワーク回線の準備後、各種導入作業が必要となります。
- 訪問看護事業所の皆様に主体となって取り組んでいただきたい内容は、下記のとおりです。
- システムベンダに主体となってご対応いただきたい内容は、「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に係るシステムベンダ向け技術解説書」に詳細をまとめていますので、ご確認ください。

セキュリティ対策



- 「**オンライン請求システムに係る安全対策の規程**」や「**オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程**」の策定が必要です。（厚生労働省が示す規程例※1があります。）
- 「**オンライン請求システム利用規約**※2」を確認の上、**内容への同意（届出提出）**が必要です。

運用に向けたフロー・ ルールの整備



- システム機能を踏まえた**業務フローの見直し**を行ってください。（「訪問看護レセプト（医療保険請求分）の**オンライン請求**に係るシステムベンダ向け技術解説書」に業務フロー例を記載していますので必要に応じてご確認ください。）
- 「**オンライン請求システムに係る安全対策の規程**」に基づくセキュリティポリシー等のルールの見直しが必要となります。

オンライン請求開始に 係る届出 （電子証明書含む）



- **オンライン請求**を開始するために、「**電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出**※3」が必要です。
- **オンライン請求**を開始するために、電子証明書※4の発行が必要です。「**電子証明書発行依頼書**※5」のご提出をお願いします。**電子証明書は、オンライン請求とオンライン資格確認で兼用することが可能ですので、オンライン請求用もしくはオンライン資格確認用のいずれかで電子証明書を発行してください。（オンライン資格確認用として発行いただくと費用補助が可能となるよう調整中です。）**

該当資料は下記をご参照ください。なお、リンク先の資料は医科等レセプトを対象としたものです。訪問看護レセプト（医療保険請求分）用の資料及び掲載場所は確定次第お知らせいたします。

※1,3,5 <https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/index.html>

※2 <https://www.ssk.or.jp/smph/seikyushiharai/online/index.html> / <https://www.kokuho.or.jp/system/online/notice.html>

※4 電子証明書は端末ごとに1枚ずつ必要です。**オンライン請求とオンライン資格確認**を同一端末で行う場合は電子証明書が1枚となりますが、**オンライン請求とオンライン資格確認**端末が別の場合や複数端末で運用する場合は、端末数の電子証明書が必要となります。

8. 問合せ先

- 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求に関する問合せ先は下記の通りです。
- 本資料P13以降の『Q&A』に、よくあるご質問と回答を整理していますので、お問合せ前に類似の内容が無いか、ご確認ください。

問合せ先

訪問看護レセプト
（医療保険請求分）の
オンライン請求関連
サポートデスク

メール : houkan-seikyu-support@qunie.com

営業時間 : 月～金 : 9:00-18:00 (祝日、年末年始を除く)

※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在都道府県名、訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますようご協力をお願いいたします。